第二十号様式別表二の六（用紙日本産業規格Ａ４）（第十条関係）

［様式　別紙百八　挿入］

第20号様式別表２の６記載要領

１　この明細書は、当該事業年度の中間期間（法人税法第80条第５項に規定する中間期間をいう。以下この記載要領において同じ。）又は当該事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度若しくは中間期間において生じた還付対象欠損金額（法第321条の８第26項に規定する還付対象欠損金額をいう。以下この記載要領において同じ。）について、同項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第20号様式の申告書に添付すること。

［２　略］

３　「控除対象還付対象欠損調整額②」の欄は、「還付対象欠損金額①」の欄に記載した金額に、還付対象欠損金額の生じた事業年度後又は中間期間後最初に終了する事業年度終了の日（次に掲げる場合に該当するときは、それぞれ次に定める日）における法第321条の８第14項各号に掲げる法人の区分に応じ、同項第１号に規定する普通法人（租税特別措置法第67条の２第１項の承認を受けている同項に規定する医療法人を除く。）又は法第321条の８第14項第１号に規定する一般社団法人等にあっては100分の23.2を、同号に規定する普通法人（租税特別措置法第67条の２第１項の承認を受けている同項に規定する医療法人に限る。）又は法第321条の８第14項第２号に規定する公益法人等若しくは同号に規定する協同組合等にあっては100分の19を乗じて計算した金額を記載すること。

⑴　還付対象欠損金額（中間期間において生じたものを除く。）の生じた事業年度後最初に終了する事業年度について法人税法第71条第１項（同法第72条第１項の規定が適用される場合に限る。）の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人について法第321条の８第26項の規定を適用する場合　同条第１項に規定する６月経過日の前日

［⑵　略］

４　「当期控除額⑤」の欄は、⑴に掲げる金額が⑵に掲げる金額を超えない範囲内で記載すること。

⑴　この明細書の「当期控除額⑤」の「合計」及び第20号様式別表２の５の「当期控除額④」の「合計」の各欄の金額の合計額

［⑵　略］

［５　略］

第二十号様式別表二の七（用紙日本産業規格Ａ４）（第十条関係）

［様式　別紙百十　挿入］

第20号様式別表２の７記載要領

１　この明細書は、当該事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度において生じた連結適用前欠損金額（地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号。以下この記載要領において「令和２年改正法」という。）附則第１条第５号に掲げる規定による改正前の法（以

第二十号様式別表二の六（用紙日本産業規格Ａ４）（第十条関係）

［様式　別紙百七　挿入］

第20号様式別表２の６記載要領

１　この明細書は、当該事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度又は中間期間（法人税法第80条第５項に規定する中間期間をいう。以下この記載要領において同じ。）において生じた還付対象欠損金額（法第321条の８第26項に規定する還付対象欠損金額をいう。以下この記載要領において同じ。）について、同項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第20号様式の申告書に添付すること。

［２　同左］

３　「控除対象還付対象欠損調整額②」の欄は、「還付対象欠損金額①」の欄に記載した金額に、還付対象欠損金額の生じた事業年度後又は中間期間後最初に開始する事業年度終了の日（次に掲げる場合に該当するときは、それぞれ次に定める日）における法第321条の８第14項各号に掲げる法人の区分に応じ、同項第１号に規定する普通法人（租税特別措置法第67条の２第１項の承認を受けている同項に規定する医療法人を除く。）又は法第321条の８第14項第１号に規定する一般社団法人等にあっては100分の23.2を、同号に規定する普通法人（租税特別措置法第67条の２第１項の承認を受けている同項に規定する医療法人に限る。）又は法第321条の８第14項第２号に規定する公益法人等若しくは同号に規定する協同組合等にあっては100分の19を乗じて計算した金額を記載すること。

⑴　還付対象欠損金額の生じた事業年度又は中間期間後最初に開始する事業年度について法人税法第71条第１項（同法第72条第１項の規定が適用される場合に限る。）の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人について法第321条の８第26項の規定を適用する場合　同条第１項に規定する６月経過日の前日

［⑵　同左］

４　「当期控除額⑤」の欄は、⑴に掲げる金額が⑵に掲げる金額を超えない範囲内で記載すること。

⑴　この明細書の「当期控除額⑤」の「計」及び第20号様式別表２の５の「当期控除額④」の「計」の各欄の金額の合計額

［⑵　同左］

［５　同左］

第二十号様式別表二の七（用紙日本産業規格Ａ４）（第十条関係）

［様式　別紙百九　挿入］

第20号様式別表２の７記載要領

１　この明細書は、当該事業年度又は連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号。以下この記載要領において「令和２年所得税法等改正法」という。）第３条の規定（令和２年所得税法等改正法附則第１条第５号ロに掲げる改正規定に限る。）による改